

令和8年度「びわ湖の日」DC 連携発信事業業務委託仕様書

1 事業目的

近年、琵琶湖をとりまく環境課題は多様化しており、琵琶湖に関わる全ての人が、環境課題を自分ごととして捉え、それぞれの暮らしに即した環境保全行動を主体的に選択し、実践していくことが求められている。

そのためには、琵琶湖およびその保全の重要性について継続的に発信するとともに、琵琶湖への来訪促進や愛着を醸成する取組を通じて、人々の意識や行動の変化につなげていくことが重要である。

また、令和9年には滋賀県でデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）が実施され、前年の令和8年にはプレDCとして様々な広報が展開されるなど、琵琶湖や滋賀県の魅力を県内外に発信する好機を迎えている。これらの取組と「びわ湖の日」※1および「びわ活」※2を効果的に連携させることで、相乗的な情報発信が可能となる。

本事業では、「びわ湖の日」を起点に、DCの要素を組み合わせた効果的な情報発信を行うことにより、琵琶湖への理解と関心の裾野を広げ、環境保全行動への参加促進および琵琶湖への愛着醸成を図ることを目的とする。

※1 「びわ湖の日」とは

県民による石けん運動の盛り上がりなどを背景に昭和55年(1980年)7月1日、滋賀県は全国に先駆けて、琵琶湖の富栄養化の原因となる窒素、リンの排出規制等を定めた「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)を施行した。

その翌年、琵琶湖条例の施行1周年を記念して、7月1日を「びわ湖の日」とすることに決定した。「滋賀県環境基本条例」において、「びわ湖の日」は、環境保全についての理解と認識を深め、環境保全活動への参加意欲を高める日として定めている。

※2 「びわ活」とは

「びわ湖の日」(7月1日)から「世界湖沼の日」(8月27日)までを重点期間とした、琵琶湖を守る、琵琶湖と暮らす、琵琶湖と親しむといった琵琶湖と関わるさまざまな取組や活動をいう。

(滋賀県「びわ活」掲載ページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/biwakatsu/about/index.html>))

2 契約期間

令和8年(2026年)5月1日(金)から令和8年(2026年)11月16日(月)まで

3 業務委託内容

「1 事業目的」を達成するため、受託者は「令和8年度『びわ湖の日』DC連携事業」として、下記に示す(1)~(3)の業務を実施するものとする。本業務の実施に当たっては、事業趣旨を十分に理解した上で、県と連携・調整しながら進めること。

なお、下記の業務内容は、本事業において想定する最低限の事項を示したものであり、受託者はこれにとどまらず、事業目的の達成に資する、より効果的な情報発信や企画手法について積極的に提案すること。また、これらの業務の遂行において通常必要となる一般管理業務を含むものとする。

(1) DC連携！「びわ湖の日」交通広告事業

ア 実施内容

公共交通機関を日常的に利用する層や、滋賀県外在住者を主な対象として、琵琶湖への理解と関心の裾野を広げることを目的に、視認性および訴求力の高い交通広告を活用した情報発信を行う。

広告制作および掲出に当たっては、「びわ湖の日」や「びわ活」の認知度向上を主軸としつつ、DCの内容なども包括した情報発信を行うこと。

(ア) 列車内広告による情報発信

- ・ JR京都線およびJR神戸線の223系車両1編成（8両）の広告枠を使用する。
- ・ デザインは、「びわ湖の日」や「びわ活」の趣旨が直感的に伝わる構成とし、併せてDCに関する要素も盛り込むこと。また、短時間の視認でも内容が印象に残るよう、工夫を行うこと。
- ・ ポスターに関する詳細は下記のとおりとする。

種類	サイズ	デザイン数	印刷枚数
中ぶりポスター	B3サイズ (H364mm×W515mm) ※ワイドサイズも可	1種類	250枚
ドア横ポスター	B3サイズ (H364mm×W515mm)	1種類	90枚

※納品場所については、今後の調整により決定する。

(イ) デジタルサイネージによる情報発信

- ・ 広島駅および金沢駅のデジタルサイネージを使用する。
- ・ デザインは、「びわ湖の日」や「びわ活」の趣旨が直感的に伝わる構成とし、併せてDCに関する要素も盛り込むこと。また、短時間の視認でも内容が印象に残るよう、構成や演出に工夫を行うこと。
- ・ ポスターに関する詳細は下記のとおりとする。

掲出場所	媒体	データ形式	制作数
広島駅	オイスタービジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15秒動画（音声付き） ・ ファイル形式：MP4 (MPEG4形式) ・ 500MB以内 	1本
金沢駅	駅構内デジタルサイネージ (東口～西口コンコース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静止画 ・ ファイル形式：WMV (Windows Media Video9)形式 ・ 原稿サイズ：H1920×W1080 または H1280×W720ピクセル、8bit/ピクセル 	1本

※詳細については記載を一部省略している。

※掲出物の仕様及び意匠については、掲出先の媒体管理社の指示に従って最終調整すること。

(ウ) 情報発信

- ・ 共同通信PRワイヤー等のプレスリリース配信サービスを活用し、上記（ア）および（イ）の実施内容について、広く情報発信を行うこと。

(エ) 運営・調整業務

- ・ 広告媒体社等との契約手続、掲出・放映スケジュールの管理、データ入稿等、実施に必要な一連の調整業務を行うこと。
- ・ コンテンツの制作に係る進行管理を行い、デザイン制作に当たっては県との事前協議および内容確認を経た上で確定させること。また、修正が生じた場合には速やかに対応すること。
- ・ 掲出および放映期間中は実施状況を確認し、不具合等が生じた場合には速やかに是正対応を行うこと。
- ・ 事業全体の進捗管理を行い、県と定期的に協議・情報共有を実施すること。

イ 実施時期

(ア) 列車内広告

令和8年7月1日（水）～7月28日（火）

(イ) デジタルサイネージ

広島駅：令和8年7月27日（月）～8月23日（日）

金沢駅：令和8年8月1日（土）～9月30日（水）

※上記（ア）および（イ）に係る広告掲載費用は総額 4,444,000 円（消費税込み）であり、当該金額および実施時期については事前調整により確定している。

※詳細については、JR西日本交通広告料金表に定めるところによる。

https://www.jcomm.co.jp/transit/price/media_guide/2026.html

(2) 「びわ活」 & DC 首都圏発信事業

ア 実施内容

県外在住者の琵琶湖への理解と関心を高めることを目的に、首都圏(新宿NSビル)において、琵琶湖の環境保全の取組等を発信するための物産展を開催する。

(ア) 出展団体の募集

- ・ 物産展を開催するに当たっては、ビワコプロダクツ（※滋賀県内の企業等の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービス）に選定されている企業・団体や、ヨシ製品やびわ湖材製品を扱う企業などを中心に、10 団体程度集めること。

(イ) 情報発信

- ・ 共同通信PRワイヤー等のプレスリリース配信サービスおよびSNS等を活用し、物産展の開催情報について事前に広く発信すること。

- ・ 来場者数目標値（2日間合計 1400 人以上）の達成に向け、効果的な広報に努めること。

(ウ) 物産展の開催

- ・ 出展団体によるビワコプロダクツ、ヨシ製品、びわ湖材製品等の展示および販売を行い、琵琶湖の環境保全と関連製品の魅力を発信すること。
- ・ 必要に応じて体験型ワークショップ等を実施し、来場者が楽しみながら琵琶湖や環境保全への理解を深められる工夫を行うこと。

(エ) 運営・調整業務

- ・ 物産展の企画・実施に係る総合調整を行うこと。
- ・ 出展団体等の関係者との連絡・調整を行うこと。
- ・ 会場設営および撤去に係る工程管理ならびに当日の運営体制の構築（スタッフの手配、役割分担の決定等）を行い、円滑な進行管理を行うこと。
- ・ 県との事前協議および実施状況の共有を行うとともに、実施状況の記録（写真撮影等）を行うこと。

(オ) その他

- ・ 出展団体が会場へ送付する展示物品、販売商品、備品等の搬入および搬出に係る送料については、搬入・搬出含めて、1 団体あたり 72,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として補填するものとする。
- ・ 来場者数について、実数を把握し報告できるよう、適切な方法により計測すること。
- ・ 本事業の実施に当たり、事故等に備え、レクリエーション傷害保険等の必要な保険に加入すること。

イ 実施時期

令和 8 年 9 月 29 日（火）、30 日（水）

ウ 実施場所

新宿 NS ビル（東京都新宿区西新宿 2-4-1） 1 階アトリウム

※会場および実施時期については事前調整により確定している。また、会場使用料は発生しない。

【会場概要】

- ・ 会場使用料無料
- ・ 30 階まである吹抜けの全天候型大型空間
- ・ 使用可能な面積は 40m×20m
- ・ 185 インチの大型 W ビジョンで動画放映可能
- ・ WEB 上でバーチャル内覧可能。

<https://www.vr-view.jp/nissay/shinjuku-ns/final/>

(3) 実績報告書等の提出

業務完了後は速やかに、下記に示す書類等を提出すること。

ア 実績報告書

本事業の実施内容および結果を取りまとめた実績報告書を提出すること。実績報告書内には下記の内容を必ず含めること。

- (ア) 各事業の実施内容および結果
- (イ) 事業を通じて得られた効果
- (ウ) 今後の課題および波及効果に関する考察

イ 成果物

本事業の実施過程において制作・取得した成果物を提出すること。成果物として下記に示す資料は必ず提出すること。

- (ア) 制作した広報物（データ含む）
- (イ) 列車内広告、デジタルサイネージ、物産展等の実施状況が分かる写真

4 留意事項

(1) 一般事項

- ア 県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- イ 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、県との協議に出席させるものとする。
また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ウ 業務責任者については、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。
- エ 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、県に不利益が生じないよう、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこと。
- オ 業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- カ 採用された企画案でも、業務の目的達成のために協議の上内容の変更を行うことがある。
- キ その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ク 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ケ 受託者は、受託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

(2) 秘密保護・個人情報保護

- ア 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。

イ 委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。

また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

ウ 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(3) 著作権の取り扱い

ア 本業務の遂行に当たり制作された成果物に関する著作権やデザインやイラスト等、業務で発生した権利は県に帰属することとする。また県は制作物の全部または一部を、県が適切と認める媒体において自由に使用することができる。

イ 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、基本的には受託者が調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

(4) 再委託

ア 受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(再委託)ができる。

イ 当該業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。ただし、業務責任者の再委託は認めない。

ウ 県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

エ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。